

- 民事裁判実務の“暗黙知”まで理解できる -
大人気書籍の最新版!

企業法務のための

民事訴訟の 実務解説

＜ 第4版 ＞
弁護士 圓道 至剛
裁判官 西尾 太一 著

〔定価〕
5,280円 (本体：4,800円＋税10%)

〔体裁〕
A5判 / 744頁

明文化されていない「暗黙知」や
裁判所内部の手続・取扱い等にも言及！
訴訟の進行に従った構成で実務の流れを概観できる

第4版のポイント

変動する
民事訴訟の実務に
あわせて
アップデート!!

POINT
01 元民事裁判官の弁護士である著者に、
現役裁判官が執筆に加わり、
現在の実務に即した解説に！

POINT
02 令和4年改正民事訴訟法
(民事訴訟手続のIT化)を
ふまえて内容をアップデート！

POINT
03 サンプル書式をword形式での
ダウンロードコンテンツに変更。
書式数も126書式とさらに充実！

待望の
新刊

企業法務のための

民事訴訟 の 実務解説

＜第4版＞

弁護士 圓道至剛 裁判官 西尾太一

第一法規

Contents

第1部 訴え提起前

- 第1章 潜在的原告側の対応
- 第2章 潜在的被告側の対応

第2部 第一審の訴訟手続

- 第1章 訴え提起～第1回口頭弁論期日の前まで
- 第2章 第1回口頭弁論期日
- 第3章 続行期日(証拠調べ期日を除く)
- 第4章 証拠調べ期日
- 第5章 最終の口頭弁論期日・弁論終了後
- 第6章 判決言渡し期日・その後
- 第7章 複雑訴訟
- 第8章 法定審理期間訴訟手続
- 第9章 決定・命令と不服申立て

第3部 控訴審の訴訟手続

- 第1章 控訴の提起～第1回口頭弁論期日の前まで
- 第2章 第1回口頭弁論期日
- 第3章 続行期日(和解期日を含む)
- 第4章 判決言渡し期日・その後

第4部 上告審の訴訟手続

- 第1章 上告提起・上告受理申立て
- 第2章 上告審の審理・口頭弁論期日
- 第3章 上告審の決定・判決
- 第4章 高等裁判所が上告審の場合の手続

法務担当者の留意点
column
サンプル書式一覧



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第3 送達

1 送達総論

(1) 送達の種類

新法では、既存の送達すべき対象が書類である送達を「書類の送達」ということとした上で、新たに「電磁的記録の送達」に関する条項が設けられました。その上で、送達に関する条項を「第1款 総則」、「第2款 書類の送達」、「第3款 電磁的記録の送達」、「第4款 公示送達」の各款に分けて規定するなどの整備が行われました。

送達の種類を大別すると、以下の表のようになります。

	通常の送達方法	通常の送達方法では送達できない場合
書類の送達	裁判所書記官による交付送達 郵便による送達 執行官送達	付郵便送達
電磁的記録の送達	出力書面による送達 ⇒書類の送達と同様の方法 (裁判所書記官による交付送達) 郵便による送達 執行官送達 システム送達	

※システム送達が可能な場合を除く。

※※システム送達ができる場合には、期間経過により送達では送達できない場合が想定されない(法109条の3第1項)

以下では、上記の各款の別に従って、それ「送達総論」では、「第1款 総則」に規定され

(2) 送達の主体

送達は、特別の定めがある場合を除き、裁

(3) 電子申立て等の具体的方法等

ア 裁判所システムを使用して電子申立て等をする具体的方法

裁判所システムを使用して電子申立て等をする具体的方法は、規則52条の9に定めがあります。

すなわち、電子申立て等をする者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、自らの使用するコンピューターから当該申立て等に係る書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとされています(同条1項)。ここでいう「最高裁判所の細則」は執筆時点ではまだ公表されておりませんが、上記「入力する方法」として裁判所システム上でのフォーム入力方式や電磁的記録のアップロード方式が想定されているところ、当該細則において、アップロード方式による場合のファイル形式(PDF形式など)、規格(出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格A4又はA3とすること)、ファイルサイズの上限などが定められる見込みです。

そして、電子申立て等しようとする者は、自らのコンピューターから裁判所システムにアクセスした上で、当事者等識別符号及び暗証符号を入力します(同条2項)。なお、数人が共同して電子申立て等をする場合(例えば、数人の原告が共同して訴えを提起する場合など)の取扱いについては、同条3項に規定されています(後掲のコラム「数人が共同して電子申立て等をする場合」参照)。

電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、システム送達を受ける旨の届出(172頁参照)をする必要があります(ただし、既に当該届出がされている場合は、不要です。同条4項)。

そして、当事者に10人を超える訴訟代理人があるとき(いわゆる集団訴訟などにおいて想定されます。))は、当該訴訟代理人は、特別の事情がある場合を除き、その中から10人を超えない範囲内で、裁判所システムの使用を担当する訴訟代理人を定める必要があります(規則52条の13)。

column 電子申立て等の場合には押印は不要に

新法では訴訟記録の電子化が行われたことに伴い、電子申立て等の場合には、当事者又は代理人の押印は不要となります。

すなわち、規則2条1項では、当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面の場合には当事者又は代理人が記名・押印することとされていますが、電子申立て等がされる場合には、法132条の10第4項により上記の押印は不要となり、その代わりに、規則52条の11で定めるところにより「氏名又は名称を明らかにする措置」を講じることになり、具体的には当該申立て等をする者が当事者等識別符号及び暗証符号を入力することになります。

もっとも、電子申立て等をする場合には、通常、申立て等に係る文書を文書作成ソフトウェアで作成し、PDF化して裁判所システム

想定されるところ、代理人弁護士が当該不要であるとしても、なお一旦印刷したPDF化することも考えられます。これは、(ファイル)が裁判所に提出した最終版(確(機能)もあるためです。

第4版では、
令和4年改正民事訴訟法
(民事訴訟手続のIT化)
をふまえてアップデート！

お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価 格	部 数
企業法務のための民事訴訟の実務解説＜第4版＞ [096321]	定価5,280円(本体4,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	様 ② E-mail @

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokri.co.jp/support/contact/contact.php>)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印